令和4年度事業計画

収束のきざしが見えてきたコロナ禍の中、復活の兆しの見え始めた経済状況の中で深刻な打撃を受けた会員 企業の立ち直りの一助となるような事業を展開することが今の法人会に求められているといえます。 "よき経営者をめざすものの団体"として、令和4年度は、会員にとって有益な事業・施策を以下の通り展開して まいります。

≪令和3年度の振り返り≫

パンデミックが発生してからの2年余、まさに「まちがいさがしの間違いの方に生まれてきたような気でいたけど」の歌詞通りだったかもしれません。令和3年度の事業報告で述べた通り、大半の事業が残念ながら出来なかったのは事実ですが、コロナ禍を出来なかった事の言い訳にしたくないとの思いから、弊会の必須事業とも言うべき3大事業は行う事が出来ました。かの名曲は「まちがいさがしの正解の方じゃきっと出会えなかったと思う」と続きます。コロナ禍で改めて気づかされた事も少なくありません。ですからコロナ禍を奇貨として、改めて各事業の"パーパス(存在理由)"や本来のあり方を見つめ直し、他団体に先駆けて導入したZOOM等の"武器"を有効利用して、何のために、どうやったらその事業が実現できるかを皆で考え、行動してきた賜物と自負しています。

《令和4年度の課題と見通し》

現時点でコロナ前の生活に戻りたいというのは楽観主義を超えてあり得ないと考えます。仮にコロナ禍が収束・終息しても元の生活には戻れないし、戻る必要もありません。上記の通り、前年度は各事業の"パーパス"を見つめ直し、新しい形で実現してきましたが、様々な制約の中、必ずしも十分とは言えなかったと思います。また、実現できなかった事業も少なくありません。前年度に我々が学んだ事業に対する考え方、取り組み方を令和4年度は更に深耕化し、出来た事業は会員目線で再検討し、場合によっては新たに再構築する事も厭わず取り組み、そして、出来なかった事業は果敢に再挑戦していきたいと考えています。

≪単年度と中長期の取り組み≫

単年度として取り組む「令和4年度の事業・施策」と並行して、令和3年度の役員改選に合わせて組織された2つの「特別委員会」を次年度も活用し、会員増強についてブロック会議体と連携しながら検討を進めるグループと法人会のビジョン策定や組織再編を検討するグループとに分かれて、中長期的な課題に取り組むこととします。

《令和4年度事業展開の基本方針》

- ■本部、支部、部会、専門部会で行ってきた従来の事業について、コロナが収束した段階でその状況に 即した事業展開に変えることができるように準備を進める。
- ■会員資格の見直しと会費の改定を令和5年に実施される第57回通常総会への上程をめざし、承認された場合、令和6年4月から、スムーズに移行できるよう準備を進める。
- ■法人会の基幹組織を支部と位置づけ、4年目を迎える「ブロック会議体」をさらに活用しつつ、支部の独自性を失わず、広く支部会員の参加が可能となる事業を企画し、退会防止につながるように会員同士の"絆"を深める。
- ■4年目を迎える「ブロック会議体」はそのあり方を含めて検討すると同時に、「会員増強特別委員会」と 連携し、支部の会員増強活動の実効性が上がるよう、必要な施策を立案し支援を行う。

- ■広報活動(情報伝達)については、広報誌、ホームページ、メルマガ、SNS等のそれぞれの特性を最大限に活かし、会員のみならず地域社会に対し、積極的に法人会の知名度アップをめざすと共に、会員同士の"絆"が深まるような情報手段の活用策の展開を図る。
- ■他団体と差別化できる事業を推進する一方、「税を考える週間」の記念事業等のように協業が可能な分野では、積極的に協力関係を築き、集客のみならず費用を含めた効率的な事業展開を図る。

《本部・支部・部会・専門部会 各事業展開の基本方針》

【本部事業】

会員減少の続く現状を打破するために、特別委員会において会員増強に特化した取り組み体制を検討し、令和5年度の組織の再編に向けた骨格作りを行う。また、復活した新設法人説明会をきっかけとし、新規会員の獲得に全組織が協力して成果を出せるよう進める。

本部事業については、コロナ禍の収束後も、さまざまな事情により、直接会場に来ることが困難な会員が参加しやすいようにオンラインでの参加を可能とした事業を積極的に展開する。

また、事業そのものに参加することが難しい会員に対しては、ニーズに合った情報のタイムリーな提供と福利厚生サービスの充実を図る。

- 1. 本部事業に相応しい事業(必須事業)
 - ・通常総会 ・夏期経営者講座 ・新春会員の集い (以上の事業は、可能な限りオンラインでの参加に対応できるよう企画する)
- 2. 一般(非会員)を対象に実施(公益認定を受けた団体として実施すべき事業)
 - ・税を考える週間記念講演会(オンラインでの参加に対応できるよう企画する)&街頭イベント ・青少年のための科学の祭典in/\令井 等
- 3. 税制・経営実務研修(本部一括実施が効率的な事業)
 - ・税制実務研修 ・経営実務研修 (以上の事業は、可能な限りオンラインでの参加に対応できるよう企画する)
- 4. 会員交流を目的とした事業(法人会の特性を生かした3市にまたがる会員交流が可能な事業) ・ファミリー交流会 ・ビジネスマッチング交流会
- 5. 事業に参加できない会員対策事業
 - ・情報提供サービスの充実と強化(広報誌、ホームページ、メルマガ、SNS 等)
 - ・経営支援サービスの充実と強化(セミナーDVD レンタルサービス、ビジネス誌割引販売等)
 - ・福利厚生制度の充実と強化(保険、レジャー・保養所、人間ドック等)

【支部事業】

法人会の基幹組織である支部の活性化が法人会全体の活性化につながるため、会員交流を中心に役員のみでなく、広く一般会員が参加しやすい事業を企画・実施する。

同時に、コロナ禍が収束しても厳しい経営状況が続く会員にも目配りを欠かさず、会員同士の結束を 高め、"顔が見える組織"作りを促進し、退会防止に努めると共に新規会員獲得にも繋がる事業を支部 及びブロックの事業として企画、実行する。

- ・支部単独事業(会員交流を中心に展開)
- ・ブロック事業(公益事業の展開及び会員増強活動)
- ・ブロックを越えた支部同士の合同事業(地域特性を生かした会員交流)
- ・地域イベントへの参画(商工祭り、市民祭り、地区まつり等)
- ・地域貢献活動(チャリティ事業、クリーン作戦等)

【部会事業】

- ·部会独自事業(研修会、視察、旅行等)
 - ·部会員交流事業(会員交流、懇親会等)
- ・社会貢献事業(和税教育、タオルー本運動)
- ・部会員増強(地区による偏りがないように、部会員の少ない地区からの新規入会に努める)

【専門部会事業】

- ·部会独自事業(研修会、視察、旅行等)
- ·部会員交流事業(会員交流、懇親会等)
- ・部会員増強(地区による偏りがないように、部会員の少ない地区からの新規入会に努める)

<各組織の役割>

(1)総務委員会

公益社団法人指導監督基準に則った会の運営を適正に行うと共に、現在の財政状況に基づいた収支 計画の策定、運用に貢献し、かつ収益事業の拡充により法人会の財政基盤の強化に努める。 会員増強活動については、前年度に組織された「会員増強特別委員会」に基本計画の取り纏め等の、 具体的な検討事項は移管する。(ただし、会員増強にかかわる予算については、総務委員会の予算に 計上する。)

(2)稅制委員会

法人会の中核的な事業である税務・税制に関し、税制改正要望の取り纏めや会員に対する税知識の 普及啓蒙を目的とした講演会、研修会を開催するだけでなく、会員及び一般市民に対する適切かつ タイムリーな税情報の提供に努めると共に、税務署・他の税務行政団体・上部団体(東法連、全法連)との 連携をより強化する。

(3)公益委員会

地域活性化につながる会員企業の経営支援に資する講演会、研修会の開催及び広報誌を活用した 経営に役立つ情報の提供、3市の地域社会に根ざした様々な社会貢献活動、地域の未来を担う人材の 育成支援につながる事業を展開する。

(4)共益委員会

退会防止の側面支援を行うため、会員同士の"絆"(結束力)を強め、仲間意識の醸成につながる 事業を企画、実施する。また、新たな会員サービスを取り込み、会員企業の福利厚生を充実させ、 法人会の会員であるメリットを高める。さらに保険受託3社との協力関係をより強固にし、会員 増強のサポート役としての機能を果たす。また、新たな同好会の結成を促し、その活動を支援する。

(5)広報委員会

全会員とつながる数少ないツールである広報誌の重要性を鑑み、その内容の更なる充実を図ると共にホームページ・メルマガ・SNSについては、それぞれの特性を活かしながら、本部・支部・部会活動の側面支援につながる広報を行う。また、地域社会に対しても、法人会の存在価値を確実にアピールでき、知名度アップに繋がるよう、金融機関等への広報誌の設置や他の委員会や支部と協力した有効な対外広報にも取り組む。

(6)支部

法人会の各種事業の円滑な遂行を支える基幹組織として、各支部の管轄地域毎に所属する会員に対して 必要な支援、情報提供を行い、会員同士の親睦交流に努めると同時に、会員増強の主たる担い手として 新規会員の獲得に向けた必要な方策を講じ、会員企業及び賛助会員の拡大発展につながる各種研修会 の実施、サービスの提供に努める。また、ブロック会議体を活用して支部単独では開催が難しい事業の開催や会員増強の効率的な実施に努める。

(7)青年部会

青年部会は次代を担う人材の集まる組織と位置付け、部会員同士が共に切磋琢磨し学び合い、かつ支部 を横断した部会員同志の絆を強める場の提供に努める。また、女性部会とは別の切り口による租税教育 や、全法連青連協が推進する健康経営に関する啓蒙活動や研修会の開催にも積極的に取り組む。

(8)女性部会

女性部会は女性経営者(幹部社員を含む)の集まる組織と位置付け、部会員同士の交流の場の提供に努めると共に、法人会の看板事業である租税教室と「税に関する絵はがきコンクール」のさらなる拡大発展に努める。

(9)専門部会

専門部会は同業者の集まりとして、法人会組織を活かしながら業種固有の税及び業界研修を行うと共に部会員同士の交流に努め、事業を発展させることにより法人会に貢献する。

<主な実施事業・施策>

- 1. 税知識の普及を目的とする事業 <公1-1>
- (1)租税教育(小学校租税教室、税に関する絵はがきコンクール、サッカー租税教室、地域イベントにおける税金クイズ)
- (2)租税教室講師養成勉強会(年8回)
- (3)新設法人説明会(4月、5月、6月、9月、11月、2月、3月開催、年7回)
- (4)決算法人説明会(3月のみ2回で年13回)
- (5)年末調整説明会(11月)
- (6) 税制実務研修会(7月、9月、10月(2回)、11月、1月、2月)
- 2. 納税意識の高揚を目的とする事業 <公1-2>
- (1)税を考える週間記念講演会(11月)
- (2)税に関する絵はがきコンクール表彰式(12月10日)
- (3)納税表彰式(11月)
- (4)広報誌(年6回発行)、ホームページ、メルマガ、ポスター掲示による税関連情報の発信
- 3.税制及び税務に関する調査研究並びに提言に資する事業 <公1-3>
- (1)税制改正アンケートへの参画(3月~4月)
- (2)法人会全国大会(10月)、全国女性フォーラム(11月)、全国青年の集い(11月)への参画
- (3)自治体等への税制改正要望の陳情活動(11月~12月)
- (4)全法連、東法連税制委員会主催セミナーへの参加(開催の都度随時)
- (5)その他団体主催の税関連セミナーへの参加(開催の都度随時)
- 4. 地域企業の健全な発展に資する事業 <公2>
- (1)夏期経営者講座(9月)
- (2)経営実務研修会(7月(2回)、9月、10月、2月、3月)
- (3)無料経営相談サービス、無料法律相談サービス(随時)
- (4) 実務簿記講座(9月~10月)
- (5)広報誌、ホームページ、メルマガ、掲示板による経営関連情報の発信
- (6)インターネットセミナー・オンデマンドの活用促進

- 5. 地域社会への貢献を目的とする事業 <公3>
- (1)中学生キャリア教育支援(職場体験のサポート)
- (2)環境美化事業(野川クリーン作戦、仙川クリーン作戦)
- (3)東京都地球温暖化防止対策報告書制度の普及促進
- (4)地域イベント支援(三鷹阿波踊り、三鷹商工まつり、小金井阿波踊り、青少年のための科学の祭典、 小金井桜落ち葉回収作戦 等)
- (5)各種チャリティ事業(コンサート、ボウリング、ゴルフ等)
- (6)タオル1本運動
- 6. 収益を伴う会員のための福利厚生事業 <収1>
- (1)経営者大型保障制度を始めとする各種保険制度の利用促進
- (2)生活習慣病健診及び人間ドック等の利用促進
 - ・全日本労働福祉協会(三鷹、小金井で夏期・秋期の延5回)
 - ・武蔵村山病院のがん検診 PET-CT(随時)
- (3)東法連提携「ラフォーレ倶楽部」「ホームセキュリティ制度」利用促進
- (4)東法連提携「特定退職金共済制度」の普及促進
- (5)東法連提携ビジネス誌の割引購入制度の利用促進
- (6)共済制度推進連絡協議会の開催
- (7)葬祭、自販機、レンタカー、クレジットカード、電報等の各取扱い指定業者の割引紹介サービスの利用促進
- 7. 会員支援のための親睦・交流等福利厚生に関する事業 <他1>
- (1)会員優待サービス事業の定着と拡大発展
- (2)文化事業チケット購入補助制度の運営
- (3)会員交流ボウリング大会の開催
- (4)日帰りバス見学研修会の開催
- (5)企業視察見学研修会の開催
- (6)同好会活動の支援
- (7)新年賀詞交歓会の開催
- (8)新入会員歓迎会
- (9)その他会員交流事業の開催
- (10)福利厚生制度の促進(大型保障制度創設50周年記念キャンペーン」)
- 8. その他本会の目的を達成するに必要な事業 <法人会計>
- (1)会員増強運動による組織基盤の強化
 - ・支部における会員増強運動の展開
 - ・厚生制度受託各社との連携と協力体制の強化
 - ・"顔の見える支部組織"の充実を図る(地区割りと地区役員体制の充実)
- (2)総会・理事会等各会議体の適正運営
- (3)全法連・東法連・三法連との連携協調
- (4)税務行政関係諸団体との連携
- (5)関係自治体、行政機関との連携(武蔵野市、三鷹市、小金井市、各市教育委員会・警察・消防)
- (6)関係地域諸団体との連携(商工会議所、商工会、社会福祉協議会、青年会議所等)

以上